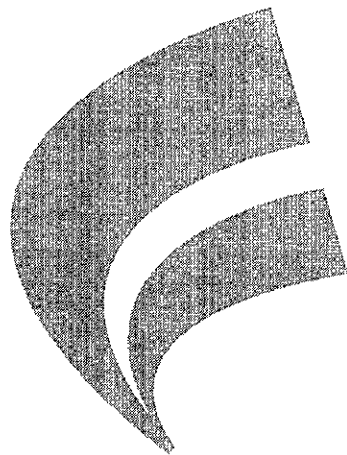


# 令和3年度 教育委員会

(第10回定例会)

開催日 令和4年1月12日



笛吹市

笛吹市教育委員会

## 令和3年度1月定例教育委員会会議日程

日 時 令和4年1月12日(水)午後2時00分開会  
場 所 笛吹市役所市民窓口館302、303会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名  
(1月議事録：中島委員、内田委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
  - ・報告第14号  
令和3年笛吹市議会第4回定例会の報告について
  - ・議案第15号  
笛吹市教育支援センター設置運営要綱の制定について
  - ・議案第16号  
笛吹市ふえふき教育相談室設置要綱の一部改正について
  - ・議案第17号  
笛吹市自立支援指導員設置要綱の一部改正について
  - ・議案第18号  
笛吹市社会教育施設条例の一部改正について
  - ・議案第19号  
笛吹市社会体育施設条例施行規則等の一部改正について
  - ・議案第20号  
笛吹市公民館条例の一部改正について
  - ・議案第21号  
笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱の一部改正について
  - ・議案第22号  
笛吹市青少年育成団体活動費補助金交付要綱の一部改正について
  - ・議案第23号  
笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱の一部改正について
  - ・議案第24号  
笛吹市桃の里マラソン大会補助金交付要綱の一部改正について

- 議案第 25 号  
 笛吹市桃源郷春まつり全国ゲートボール大会補助金交付要綱の一部改正について
- 議案第 26 号  
 笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程の廃止及び笛吹市体育芸術文化等県外大会出場補助金交付要綱の制定について

7 その他

8 閉会

次回定例教育委員会 令和4年2月3日(木)  
 午後2時～ 市民窓口館 302・303 会議室

# 報告第14号（1月）

令和3年笛吹市議会第4回定例会の  
報告について

教育委員会

令和3年 笛吹市議会 第4回定例会  
 [議案に対する質疑及び一般質問]一覧

番号	質問者	質疑及び質問事項	備考
1	渡辺 清美 議員	1 デジタル化推進について	
		2 リサイクルステーション設置を	
2	中川 秀哉 議員	1 笛吹市防災行政無線の維持管理・改善策について伺う	
		2 笛吹市版「グリーンインフラ」の早期導入について伺う	
3	河野 正博 議員	1 消火栓の維持管理について	
		2 いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーについて	
4	武川 則幸 議員	1 連携中枢都市圏構想について	
		2 市道 1-27号線（通称「直進道」）の環境整備について	
5	岡 由子 議員	1 GIGAスクール構想におけるタブレット端末導入後の課題と対策について	
		2 FUJIYAMA ツインテラスの観光拠点としての活用方法について	
6	落合 俊美 議員	1 後期高齢者健診事業について	
		2 教職員の多忙化解消について	
7	河野 智子 議員	1 CO <sub>2</sub> 削減のための本市の取組は	
		2 更なる子育て支援を求める	
8	渡辺 正秀 議員	1 「笛吹みんなの広場」の運営と魅力・賑わいの創造について	
		2 「応援商品券事業」の当初案の検証について	

## 令和3年 笛吹市議会第4回定例会一般質問に関する質問及び回答

### 3 河野 正博 議員

#### 2 いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーについて

ア いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーについて、幼児、小学校、中学校、それぞれ凡そ何人いるのか、お伺いします。

#### 答弁

令和2年度の子育て支援課及び学校教育課ふえふき教育相談室への相談実績によると、いじめは幼児が1人、小学生が2人、不登校は小学生が14人、中学生が11人でした。児童虐待は幼児が43人、小学生が38人、中学生が6人、ヤングケアラーは中学生が1人でした。一方、市教育委員会の調査では、些細なトラブルも積極的にいじめと捉えたいじめ認知件数は、小学校で643件、中学校で80件、不登校は小学生で37人、中学生で102人でした。なお、令和3年7月に県教育委員会が実施したヤングケアラーの実態に関するアンケート調査では、本市の小学生20人、中学生137人が「世話をしている家族がいる」と回答しています。県は、そのうち何人かがヤングケアラーの可能性があるととしています。

イ ヤングケアラーについて、どのように捉えているのかお伺いします。

#### 答弁

ヤングケアラーに法令上の定義はありませんが、令和3年2月に国が、同7月に県が実施したヤングケアラーの実態に関するアンケート調査では、ヤングケアラーを、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもと定義しています。また、国では、障害や病気のある大人に代わって家事や幼い兄弟の世話をしている子ども、障害や病気のある家族を世話をしている子ども、家計を支えるために労働して家族を助けている子ども等と例示しています。本市においても、国・県と同様に捉えています。一方、報道では、国・県が実施したアンケートで「世話をしている家族がいる」と回答した全ての子どもをヤングケアラーとするなど、誤解を招く論調も見られることから、ヤングケアラーについて正しく理解していく必要があると考えています。なお、子どもが家事や家族の世話をお手伝いすることは、大変尊いことであり、ケースの状況によっては、一概にヤングケアラーとして取り扱うことは、適切ではないと考えます。

ウ いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーへの対応所管部署はどこなのか、お伺いします。

エ いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーについて、教育委員会や福祉部署等の連携について、お伺いします。

#### 答弁 (ウ、エ共通)

いじめ、不登校は、主に教育委員会が対応しており、児童虐待、ヤングケアラーは、主に子育て支援課が対応しています。なお、それぞれのケースの状況によっては、教育委員会と子育て支援課などの保健福祉部の関係課が連携し、柔軟に対応するとともに、必要に応じて、児童相談所や警察などの関係機関とも連携し対応しています。

オ ヤングケアラーへの対応は、いじめ、不登校、児童虐待の問題と共通する対応だと考えますが、何か特別な対応が必要か見解をお伺いします。

#### 答弁

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であり、なおかつ潜在化しやすいため、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携し、早期発見に努めるとともに、状況に応じて介護サービスや福祉サービス、医療等につなげていく必要があると考えます。

カ 子供たちにヤングケアラーに関する知識や認識が必要になると考えますが、学校現場などでの教育の必要性について見解をお伺いします。

答弁

ヤングケアラーであることを本人が自覚していないケースも考えられることから、ヤングケアラーの状況を正しく理解させるとともに、苦しい時や困った時には他者に助けを求めることができるよう、「SOS の出し方に関する教育」を充実させていくことが重要だと考えています。

キ いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーの相談し易い環境づくりについて、お伺いします。

答弁

子どもや保護者が気軽に相談できるよう、相談先を案内するチラシの配布や介護、福祉、医療従事者への周知が必要と考えます。また、学校においては、日頃から子どもたちとのコミュニケーションを大切にし、教職員が受容や共感をもって子どもたちと良好な人間関係を築く中で、相談しやすい環境づくりに努めていきます。

## 5 岡 由子 議員

1 GIGA スクール構想におけるタブレット端末導入後の課題と対策について

ア 授業で端末を使用している教員はどの程度ですか。

答弁

1人1台端末は、約9割の教員が使用しています。

イ 現在の使用頻度や時間は平均して一日どの程度でしょうか。

答弁

学年や教科によって異なりますが、1日当たりの使用頻度は2コマ程度、使用時間は30分ぐらいとなっています。

ウ タブレット端末導入で懸念されることに書く力の低下がありますが、対策は。

答弁

学校では、自分の考えをノートにまとめたり、黒板の文字を正確に写したりするノート指導も重視しており、書く活動の全てがタブレット端末での操作に置き換わるものではないと認識しています。また、漢字の習得等では、ノートを使用した反復練習、作文では、原稿用紙を使用した指導も行います。授業の中で、タブレット端末を使用する場面とノートやワークシート等を使用した書く活動とを効果的に位置付け、書く力の向上に努めます。

エ 先般、小学6年の女子児童がタブレット端末に悪口を書かれたなどのいじめを苦に自殺する、という痛ましい事件が報道されました。本市でのセキュリティ等の対策及び使用方法に関する指導はどのように実施していますか。

答弁

セキュリティ等の対策は、IDとパスワードを個別に設定し、子どもにそれぞれ付与しています。また、授業で使用する際、有害又は不適切なサイトにつながらないように制限するためのフィルタリングを、校内ネットワークに設けています。使用方法については、各学校にガイドラインを示す中で、子どもたちが端末を使用する際に人を傷つける書き込みをしないことや情報モラルを守ることなど、ルールに沿って使用するよう指導しています。

オ タブレット端末で利用できるソフトはどのようなソフトですか。そして、十分と思われませんか。

答弁

文字入力ソフトの「ワード」や表計算ソフトの「エクセル」、プレゼンテーションソフトの「パワーポイント」をはじめ、チャット機能等が使用できるコミュニケーションソフト「チームズ」が利用できます。

また、1つの画面をグループで共有しながら作業ができるノート共有ソフトやグループ学習での発言を録音できるソフト等、授業の活動形態にあわせて様々なソフトが利用できます。

ソフトについては、実際に授業の中で活用していきながら効果を検証し、現場の状況を把握しながら、ソフトの導入が十分であるか検討していきます。

カ 本市においてもアンケート結果にあるようにタブレット端末を利用する上で、自身のスキルに不安を感じる教員が多いのであれば、教員のスキルアップを支援する体制が必要ではないでしょうか。市の学力向上委員会で指導法の検討をされるとのことでしたが、対策等の具体的な内容はどのようになっているのでしょうか。

答弁

校長会や教頭会、各学校の代表者で構成する市学力向上研究委員会では、チームズの画面共有機能を使用した学び合いの指導法やアンケート機能を使ったデータ処理の方法等を学び、教員のICT活用能力の向上を図っています。

また、「考える」「調べる」等の子どもたちの活動場面におけるICT活用実践例を研究し、授業力の向上を図っています。

## 6 落合 俊美 議員

### 2 教職員の多忙化解消について

ア 学校給食費の公会計化の本市における取組状況は。

答弁

市内小中学校の学校給食費は、各学校で徴収及び管理をしていますが、国が進める学校における働き方改革の方針を踏まえ、本市でも、令和4年4月から公会計化し、市が学校給食費を徴収及び管理します。現在、金融機関との調整を終え、学校給食管理システムによる管理台帳の整備を進めているところです。

イ 公会計化となった場合、保護者にはどのような形で周知するのか。また、学校給食費の納入方法については、どのような方法を考えているのか。

答弁

現在、保護者は学校給食費を口座振替又は現金で学校に納付していますが、4月以降は市に納付することになります。そこで、11月末には、保護者に公会計化に関するお知らせを配布し、市に給食の申込と口座振替の依頼を提出するようお願いしました。納付方法は、原則、口座振替をお願いしていますが、事情により口座振替ができない保護者の方には、納付書を発行し、市役所の窓口又は金融機関等で納付していただきます。

ウ 学校給食費の未納保護者への対応は。

答弁

学校給食費を期限までに納付できなかった保護者に対しては、納期限ごとに督促状を送付し、学校と連携しながら納付を促していく予定です。なお、督促等に応じず、継続して滞納している保護者には、市が裁判所に申し立てをして支払いを促す支払督促を実施していくこととなります。

エ 学校給食費の他、教材費や修学旅行積立金、卒業アルバム代などを徴収しているが、教員の多忙化解消のため、これらについての検討は。



## 答弁

各学校で徴収している教材費等の学校徴収金についても、教職員の多忙化解消のため、県内他市町村に先駆け、令和4年度から徴収業務を市が担います。現在、学校給食費の公会計化と併せて4月からの運用開始に向け準備を進めています。

同意第7号

教育委員会委員の任命について

笛吹市教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 笛吹市春日居町鎮目 1435 番地

氏 名 高野 仁美

生年月日 昭和 35 年 4 月 5 日

提案理由

委員の任期満了に伴い、教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものである。

同意第7号 参考資料

氏名 たかの ひとみ  
高野 仁美

生年月日 昭和35年4月5日(61歳)

住所 笛吹市春日居町鎮目1435番地

職業 自営業

最終学歴 甲府湯田高等学校(昭和54年3月卒業)

(略歴)

昭和54年4月 向山塗料株式会社 入社

平成9年7月 Life・up たかの 勤務(至現在)

任命理由

人格は高潔であり、幅広い識見を持ち備え、多角的見地から意見をいただくことができるため、教育委員会委員に適任である。

## 議案第15号

笛吹市教育支援センター設置運営要綱の  
制定について

学校教育課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

<p>題名</p>	<p>(令和4年 笛吹市教育委員会告示第 号)                  笛吹市教育支援センター設置運営要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>児童及び生徒のうち心理的理由等によって登校できない状態にある者に対して、自立及び学校生活への適応に関わる指導等を行い、在籍する学校への復帰を支援することを目的とする教育支援センターの設置及び運営に関し、必要な事項を定める。</p>
<p>概要</p>	<p>県の適応指導教室(石和こすもす教室)の閉室に伴い、新たに開設する教育支援センターの設置運営に関する事項を要綱で定める。                  名称 笛吹市教育支援センター                  位置 笛吹市石和町市部 524 番地                  定員 30 人                  対象 不登校の状態にある以下の者                  笛吹市立小学校に在籍する第5学年及び第6学年                  笛吹市立中学校に在籍する生徒</p>
<p>経過</p>	<p>山梨県が運営する適応指導教室「こすもす教室」は、平成5年度に総合教育センター内に開設された。                  平成9年度に「韮崎こすもす教室」、平成10年度に「都留こすもす教室」、平成13年度に「石和こすもす教室」が開設され、それに伴い、総合教育センター内の適応指導教室は閉鎖された。                  その後、適応指導教室の市町村設置への移行のため、韮崎教室は平成30年度末に、都留教室は平成31年度末に閉室され、石和こすもす教室も、令和3年度末に閉室されることとなった。そのことを受け、本市において、市内不登校児童生徒に対する不登校対策として、教育支援センターを設置し、運営することとする。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和4年度当初予算 16,896千円計上予定</p>
<p>その 他</p>	<p></p>

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市教育支援センター設置運営要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市教育支援センター設置運営要綱

(設置)

第1条 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第11条の規定に基づき、心理的理由等によって登校できない状態にある児童及び生徒(以下「不登校児童生徒」という。)に対して自立及び学校生活への適応に関わる指導等を行い、在籍する学校への復帰を支援する機関として、笛吹市教育支援センター(以下「教育支援センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 笛吹市教育支援センター

位置 笛吹市石和町市部524番地

(管理)

第3条 教育支援センターは、笛吹市教育委員会が管理する。

(職員)

第4条 教育支援センターに、センター長及び自立支援指導員を置く。ただし、教育長が必要と認めるときは、その他の職員を置くことができる。

(1) センター長は、学校教育課長をもって充て、教育支援センターの業務を統括する。

(2) 自立支援指導員は、教育支援センターの業務に当たる。

(業務)

第5条 教育支援センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 不登校児童生徒に対する適応指導

(2) 不登校児童生徒に対する学習指導

(3) 不登校児童生徒に関する教育相談

(4) 不登校児童生徒に関する学校、家庭及び関係機関との連携

(5) その他教育長が必要と認める業務

(対象及び定員)

第6条 教育支援センターの定員は30人とし、利用することができる者は笛吹市立小中学校に在籍する小学校第5学年及び第6学年の児童並びに中学校

の生徒であって、不登校の状態にあるものとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(開設日等)

第7条 教育支援センターの開設日は、月曜日から金曜日までとする。

2 教育支援センターの休日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 教育支援センターの開設時間は、午前9時から午後4時までとする。

4 前3項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、教育支援センターの開設日、休日及び開設時間を変更することができる。

(入室の手續等)

第8条 教育支援センターの入室を希望する不登校児童生徒の保護者(以下「保護者」という。)は、教育支援センター入室申請書(様式第1号)により、不登校児童生徒が在籍する学校の校長(以下「校長」という。)に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請を受けた校長は、不登校児童生徒の教育支援センターの入室が適当と認めるときは、教育支援センター入室依頼書(様式第2号)により、教育長に依頼するものとする。

3 教育長は、前項に規定する依頼書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該児童生徒の入室の可否を決定し、教育支援センター入室承認(不承認)通知書(様式第3号)を保護者に、教育支援センター入室審査結果通知書(様式第4号)を校長に通知するものとする。

4 前項の規定により承認を受けた不登校児童生徒の入室の期間は、入室の承認を受けた日の属する年度末までとする。

(退室の手續)

第9条 教育長は、前条第3項の規定により承認を受けた不登校児童生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、教育支援センターを退室させることができるものとする。

(1) 保護者から退室の申出があったとき。

(2) 転校したとき。

(3) その他教育長が入室の継続が困難であると認めるとき。

2 教育長は、前項の規定により不登校児童生徒の退室を決定したときは、教育支援センター退室決定通知書(様式第5号)を保護者及び校長に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、教育支援センターの設置及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



様式第1号(第8条関係)

年 月 日

笛吹市立 学校校長 様

保護者氏名

教育支援センター入室申請書

次のとおり教育支援センターに入室したいので、笛吹市教育支援センター設置運営要綱第8条第1項の規定により、申請します。

在籍校	笛吹市立	学校	学年組	年	組
ふりがな 児童生徒氏名					
ふりがな 保護者氏名					
住所					
電話番号					
通室手段	保護者送迎 ・ 徒歩 ・ 自転車 ・ バス 電車( ) 線) ・ その他( )				
通室経路	自宅 ~  ~教育支援センター				

様式第2号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 様

笛吹市立 学校  
校長

教育支援センター入室依頼書

次の児童生徒の教育支援センター入室について、笛吹市教育支援センター設置運営要綱第8条第2項の規定により、依頼します。

在籍校	笛吹市立	学校	学年組	年	組
学級担任氏名					
ふりがな 児童生徒氏名					
ふりがな 保護者氏名					
入室日	教育支援センターの指定する日				
通室手段	保護者送迎 ・ 徒歩 ・ 自転車 ・ バス 電車( 線 ) ・ その他( )				
通室経路	自宅 ~  ~教育支援センター				

様式第3号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

笛吹市教育委員会  
教育長

教育支援センター入室承認(不承認)通知書

年 月 日付けで 学校を通じて依頼のありました教育支援センターの入室について、笛吹市教育支援センター設置運営要綱第8条第3項の規定により、次のとおり承認する(承認しない)ので通知します。

在籍校	笛吹市立	学校	学年組	年	組
児童生徒氏名					
入室日	年 月 日				
教育委員会の意見 (不承認の場合)					

入室に際しての留意事項

- 1 通室途上の事故防止のため、通室方法、経路を在籍校及び教育支援センターと確認すること。
- 2 欠席する際は、本人又は保護者が、教室にその旨を必ず連絡すること。
- 3 通室に際しては、社会のルールとマナーを守って生活できるよう家庭においても、十分指導に努めること。
- 4 教育支援センターでの活動は、通室途上又は教育支援センターでの活動中、事故等が発生した場合の災害給付等の手続は、教育支援センターと協議の上、在籍校に依頼すること。
- 5 保護者は、保護者会及び保護者面談には、必ず出席すること。
- 6 入室の期間は、入室の承認を受けた日の属する年度末までとすること。
- 7 他の児童生徒に迷惑や害を及ぼす行為があり、通室が望ましくないと判断したときは、退室させることもあること。

様式第4号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

笛吹市立 学校校長 様

笛吹市教育委員会  
教育長

教育支援センター入室審査結果通知書

年 月 日付けで貴校を通じて依頼のありました教育支援センターの入室のについて、笛吹市教育支援センター設置運営要綱第8条第3項の規定により、次のとおり審査結果を通知します。

在籍校	笛吹市立	学校	学年組	年	組
児童生徒氏名					
入室日	年 月 日				
教育委員会の意見 (不承認の場合)					

入室に際しての留意事項

- 1 通室途上の事故防止のため、通室方法、経路等について保護者及び本人と十分に確認すること。
- 2 教育支援センターでの教育活動は、在籍校の教育課程に基づく教育活動としての位置付けのため、通室途上又は教育支援センターでの活動中、事故等が発生した場合の独立行政法人日本スポーツ振興センターへの手続は在籍校で行うこと。
- 3 児童生徒の在籍校との連携を密にすることが、児童生徒の望ましい変化に多大な効果を発揮するため、学級担任は教育支援センターで開催する担任者会へ参加すること。
- 4 入室の期間は、入室の承認を受けた日の属する年度末までとすること。
- 5 他の児童生徒に迷惑や害を及ぼす行為があり、通室が望ましくないと判断したときは、退室させることもあること。

様式第 5 号(第 9 条関係)

第 号  
年 月 日

様

笛吹市教育委員会  
教育長

教育支援センター退室決定通知書

笛吹市教育支援センター設置運営要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり教育支援センターの退室を決定したので通知します。

- 1 学校名及び学年 笛吹市立 学校 第 学年
- 2 児童生徒氏名
- 3 入室日 年 月 日
- 4 退室日 年 月 日
- 5 退室理由

## 議案第16号

笛吹市ふえふき教育相談室設置要綱の  
一部改正について

学校教育課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(平成 21 年 笛吹市教育委員会訓令第 3 号) 笛吹市ふえふき教育相談室設置要綱の一部を改正する要綱
趣旨 目的	笛吹市教育支援センターの設置に伴い、同センターに職員を配置するため、所要の改正を行う。
概要	<p>現在ふえふき教育相談室に配置している自立支援指導員を教育支援センターに配置する。</p> <p>配置換えによって、ふえふき教育相談室の構成員に関する規定を改める。</p> <p>発令主義により作成されていた要綱の内容をより分かりやすくするため、題名主義として条文中の「訓令」を「要綱」に改める。</p>
経過	<p>県が設置していた適応指導教室が、市町村へ移行されることにより、韮崎教室は平成 30 年度末に、都留教室は平成 31 年度末に閉室され、石和こすもす教室も、令和 3 年度末に閉室されることとなった。</p> <p>そのことを受け、本市において、市内不登校児童生徒に対する不登校対策として教育支援センターを設置し、運営することとなった。</p> <p>現在ふえふき教育相談室に配置している会計年度任用職員の自立支援指導員を教育支援センターに配置するため、ふえふき教育相談室の構成員に関する規定を改めることとなった。</p>
関係 法令	<p>笛吹市自立支援指導員設置要綱(平成 21 年笛吹市教育委員会訓令第 4 号)</p> <p>笛吹市教育支援センター設置運営要綱(令和 4 年笛吹市教育委員会告示第 号)</p>
予算 措置	令和 4 年度当初予算 8,416 千円計上予定
その他	

笛吹市教育委員会訓令第 号

笛吹市ふえふき教育相談室設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市ふえふき教育相談室設置要綱の一部を改正する要綱

笛吹市ふえふき教育相談室設置要綱(平成21年笛吹市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「訓令」を「要綱」に改める。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とする。

第5条及び附則中「訓令」を「要綱」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



笛吹市ふえふき教育相談室設置要綱(平成21年笛吹市教育委員会訓令第3号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、教育支援業務の一環として行う笛吹市ふえふき教育相談室(以下「相談室」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(構成員)</p> <p>第4条 相談室の構成員は、次に掲げる者とする。</p> <p>_____  <u>(1)</u> ふえふき教育相談室長  <u>(2)</u> ふえふき教育相談員  _____  <u>(3)</u> その他教育長が必要と認めた者  (その他)</p> <p>第5条 この要綱に定めるもののほか、相談室の設置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、教育支援業務の一環として行う笛吹市ふえふき教育相談室(以下「相談室」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(構成員)</p> <p>第4条 相談室の構成員は、次に掲げる者とする。</p> <p><u>(1)</u> <u>学校教育課指導主事</u>  <u>(2)</u> ふえふき教育相談室長  <u>(3)</u> ふえふき教育相談員  <u>(4)</u> <u>自立支援指導員</u>  <u>(5)</u> その他教育長が必要と認めた者  (その他)</p> <p>第5条 この訓令に定めるもののほか、相談室の設置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成21年4月1日から施行する。</p>

# 議案第17号

笛吹市自立支援指導員設置要綱の一部  
改正について

学校教育課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(平成 21 年 笛吹市教育委員会訓令第 4 号) 笛吹市自立支援指導員設置要綱の一部を改正する要綱
趣旨目的	笛吹市教育支援センターの設置に伴い、所要の改正を行う。
概要	現在ふえふき相談室に配属されている自立支援指導員が、教育支援センターに配属が変わることから、勤務日及び勤務時間等に関する規定を改める。
経過	適応指導教室の市町村設置への移行のため、葦崎教室は平成 30 年度末に、都留教室は平成 31 年度末に閉室され、石和こすもす教室も、令和 3 年度末に閉室されることとなった。そのことを受け、本市において、市内不登校児童生徒に対する不登校対策として、教育支援センターを設置し、運営することとなり、現在ふえふき相談室に配属されている自立支援指導員が教育支援センターに配属が変わることから、勤務日及び勤務時間等が変更となるため、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を引用する規定に改めることとなった。
関係法令	地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 笛吹市会計年度任用職員の給与に関する規則(令和 2 年笛吹市規則第 14 号) 笛吹市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和 2 年笛吹市規則第 15 号) 笛吹市教育支援センター設置運営要綱(令和 4 年笛吹市教育委員会告示第 号)
予算措置	令和 4 年度当初予算 12,805 千円計上予定
その他	

笛吹市教育委員会訓令第 号

笛吹市自立支援指導員設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市自立支援指導員設置要綱の一部を改正する要綱

笛吹市自立支援指導員設置要綱(平成21年笛吹市教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(勤務時間等)

第5条 指導員の勤務時間等については、笛吹市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年笛吹市規則第15号)の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

笛吹市自立支援指導員設置要綱(平成21年笛吹市教育委員会訓令第4号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(勤務時間等)  <u>第5条</u> 指導員の勤務時間等については、<u>笛吹市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年笛吹市規則第15号)の定めるところによる。</u></p>	<p>(勤務日及び勤務時間)  <u>第5条</u> 指導員の勤務日は、<u>週4日以内とする。ただし、その日が次の各号のいずれかに該当する場合は、勤務を要しない。</u>  <u>(1) 土曜日及び日曜日</u>  <u>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u>  <u>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</u>                  2 指導員の勤務時間は、<u>午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間は、正午から午後1時までとする。</u>                  3 前2項の規定にかかわらず、<u>教育長は、必要があると認める場合には、勤務日及び勤務時間を変更することができる。</u></p>

# 議案第18号

笛吹市社会教育施設条例の一部改正について

生涯学習課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(平成 27 年 笛吹市条例第 24 号)                  笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>社会教育施設変更に伴い所定の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>社会教育施設の春日居コミュニティーセンターを廃止し、あぐり情報ステーションを追加するため、社会教育施設条例の一部を改正する必要がある。</p>
<p>経過</p>	<p>現在、春日居コミュニティーセンターは、子育て支援施設としての利用が主であるため、子育て支援施設として活用するため、社会教育施設から除き、あぐり情報ステーションは、集会施設として利用されているため、社会教育施設に加えることとなった。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市社会教育施設条例施行規則(平成 27 年笛吹市教育委員会規則第 2 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>なし</p>
<p>その他</p>	

議案第 号

笛吹市社会教育施設条例の一部改正について

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例

笛吹市社会教育施設条例(平成 27 年笛吹市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「春日居コミュニティーセンター」を「あぐり情報ステーション」に、「加茂 97 番地 1」を「寺本 155 番地 1」に改める。

別表第 1 中 11 を削り、12 を 11 とし、13 と 14 を 12 と 13 とする。

別表第 1 に次の表を加える。

笛吹市あぐり情報ステーション

施設名	区分	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
ハイビジョンホール (IT 研修室)全室利用		円 3,000	円 4,000	円 5,000	円 12,000
ハイビジョンホール (IT 研修室)分割利用		円 1,000	円 1,300	円 1,600	円 4,000
パソコンルーム		600	800	1,000	2,400
農業体験室		600	800	1,000	2,400
会議室		600	800	1,000	2,400

※ 市外者が利用する場合は、当該使用料に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。

※ 政治、宗教団体又は営利を目的として利用する場合は、当該使用料に 100 分の 300 を乗じて得た額とする。

※ 上記使用料は、施設を貸切り利用する場合の額とする。

別表第 2 に次の表を加える。

設備器具使用料

設備器具名	区分	数量	使用料	備考
ハイビジョンシアター・映像		1 式	円	この表における使用料



音響装置		3,000	は、各設備器具の利用
パソコン(パソコンルーム)	1台	100	回当たりの金額とする。

※ 笛吹市めぐり情報ステーションに限る。

※ 市外者が利用する場合は、当該使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

※ 政治、宗教団体又は営利を目的として利用する場合は、当該使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、施行日以後の社会教育施設の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、改正後の笛吹市社会教育施設条例に規定する額とする。

3 この条例の施行日の前日までに、笛吹市めぐり情報ステーション条例(平成16年笛吹市条例第149号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

提案理由

社会教育施設変更に伴い所定の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市社会教育施設条例(平成27年笛吹市条例第24号)新旧対照表

改正案		現行																																									
<p>(名称及び位置) 第2条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記1 参照】 別表第1(第9条、第10条関係) 1～10 (略)</p> <p>【別記2 参照】 11 笛吹市芦川ふるさと総合センター 12 笛吹市芦川グリーンロッジ 13 笛吹市芦川やすらぎの里 14 笛吹市あぐり情報ステーション</p>		<p>(名称及び位置) 第2条 社会教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記1 参照】 別表第1(第9条、第10条関係) 1～10 (略)</p> <p>11 笛吹市春日居コミュニティーセンター 【別記2 参照】 12 笛吹市芦川ふるさと総合センター 13 笛吹市芦川グリーンロッジ 14 笛吹市芦川やすらぎの里</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ハイビジョンホール(IT研修室)全室 利用</td> <td>午前9時から 正午まで</td> <td>円 3,000</td> <td>円 4,000</td> <td>円 5,000</td> <td>円 12,000</td> </tr> <tr> <td>午後1時から 午後5時まで</td> <td></td> <td></td> <td>円 1,300</td> <td>円 4,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハイビジョンホール(IT研修室)分割 利用</td> <td>午後6時から 午後9時30分 まで</td> <td>円 1,000</td> <td>円 1,300</td> <td>円 1,600</td> <td>円 4,000</td> </tr> <tr> <td>午後9時30分 まで</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>パソコンルーム</td> <td></td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>農業体験室</td> <td></td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>2,400</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分	午前	午後	夜間	全日	ハイビジョンホール(IT研修室)全室 利用	午前9時から 正午まで	円 3,000	円 4,000	円 5,000	円 12,000	午後1時から 午後5時まで			円 1,300	円 4,000	ハイビジョンホール(IT研修室)分割 利用	午後6時から 午後9時30分 まで	円 1,000	円 1,300	円 1,600	円 4,000	午後9時30分 まで					パソコンルーム		600	800	1,000	2,400	農業体験室		600	800	1,000	2,400	<p>【新設】</p>	
施設名	区分	午前	午後	夜間	全日																																						
ハイビジョンホール(IT研修室)全室 利用	午前9時から 正午まで	円 3,000	円 4,000	円 5,000	円 12,000																																						
	午後1時から 午後5時まで			円 1,300	円 4,000																																						
ハイビジョンホール(IT研修室)分割 利用	午後6時から 午後9時30分 まで	円 1,000	円 1,300	円 1,600	円 4,000																																						
	午後9時30分 まで																																										
パソコンルーム		600	800	1,000	2,400																																						
農業体験室		600	800	1,000	2,400																																						

会議室 600 800 1,000 2,400

※ 市外者が利用する場合は、当該使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

※ 政治、宗教団体又は営利を目的として利用する場合は、当該使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

※ 上記使用料は、施設を貸切り利用する場合の額とする。

別表第2(第9条、第10条関係)

1 (略)

2 設備器具使用料

設備器具名	区分	数量	使用料	備考
ハイビジョンシアター・映	1式		円この表における使用料	
像音響装置			3,000は、各設備器具の利用1	
パソコン(パソコンルーム)	1台		100回当たりの金額とする。	

※ 市外者が利用する場合は、当該使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

※ 政治、宗教団体又は営利を目的として利用する場合は、当該使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

別表第2(第9条、第10条関係)

— (略)

[新設]

【別記1】

改正案

名称	位置
笛吹市スコレセンター	笛吹市石和町広瀬626番地1
笛吹市スコレパリオ	笛吹市石和町小石和751番地
笛吹市御坂農村環境改善センター	笛吹市御坂町栗合374番地
笛吹市学びの杜みさか	笛吹市御坂町夏目原744番地
笛吹市花鳥児童館	笛吹市御坂町竹居2203番地1
笛吹市御坂東部地区コミュニティ施設	笛吹市御坂町上黒駒1821番地1
笛吹市御坂地区陶芸施設	笛吹市御坂町下野原1230番地
笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館	笛吹市一宮町末木921番地1
笛吹市八代総合会館	笛吹市八代町南527番地
笛吹市若彦路ふれあいセンター	笛吹市八代町南544番地
笛吹市境川総合会館	笛吹市境川町三柵3番地
笛吹市あぐり情報ステーション	笛吹市春日居町寺本155番地1
笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地
笛吹市芦川グリーンロッジ	笛吹市芦川町鶯宿1760番地
笛吹市芦川やすらぎの里	笛吹市芦川町鶯宿466番地1

現行

名称	位置
笛吹市スコレーセンター	笛吹市石和町広瀬626番地1
笛吹市スコレーパリオ	笛吹市石和町小石和751番地
笛吹市御坂農村環境改善センター	笛吹市御坂町栗合374番地
笛吹市学びの杜みさか	笛吹市御坂町夏目原744番地
笛吹市花鳥児童館	笛吹市御坂町竹居2203番地1
笛吹市御坂東部地区コミュニティ施設	笛吹市御坂町上黒駒1821番地1
笛吹市御坂地区陶芸施設	笛吹市御坂町下野原1230番地
笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館	笛吹市一宮町末木921番地1
笛吹市八代総合会館	笛吹市八代町南527番地
笛吹市若彦路ふれあいセンター	笛吹市八代町南544番地
笛吹市境川総合会館	笛吹市境川町三柵3番地
笛吹市春日居コミュニティセンター	笛吹市春日居町加茂97番地1
笛吹市芦川ふるさと総合センター	笛吹市芦川町中芦川1077番地
笛吹市芦川グリーンロッジ	笛吹市芦川町鷺宿1760番地
笛吹市芦川やすらぎの里	笛吹市芦川町鷺宿466番地1

【別記2】

別表第1(第9条、第10条関係)

改正案


現行

11 笹吹市春日居コミュニティセンター

利用区分

	使用料 (1時間当たり)	200円
会議室1		
会議室2		
会議室3(和室)		

# 議案第19号

笛吹市社会体育施設条例施行規則等の  
一部改正について

生涯学習課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

題名	(笛吹市教育委員会規則第 号) 笛吹市社会体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則
趣旨 目的	社会体育施設、学校施設及び社会教育施設の使用料(利用料金)の減額及び免除の期間を延長するため、所要の改正を行う。
概要	社会体育施設、学校施設及び社会教育施設の使用料(利用料金)の減免の期間を延長する。 令和4年3月31日 → 令和7年3月31日 また、押印の見直しに伴い、様式中「㊤」を削る。
経過	3施設については、補助金と同様に3年ごとに料金及び減額・免除の額を見直すことになっている。 今年度の懸案協議にて、料金については3年度の見直しから社会情勢が大きく変化するとき改定すること、減免はコロナウイルス感染症の影響を鑑み、据え置くこととなった。
関係 法令	笛吹市社会体育施設条例(平成16年笛吹市条例第191号) 笛吹市学校施設の開放に関する条例(平成16年笛吹市条例第192号) 笛吹市社会教育施設条例(平成27年笛吹市条例第24号)
予算 措置	なし
その 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年11月1日懸案協議済</li> <li>・次の規則を改正する。</li> </ul> 笛吹市社会体育施設条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第30号) 笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第31号) 笛吹市社会教育施設条例施行規則(平成27年笛吹市教育委員会規則第2号)



笛吹市社会体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市社会体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則

(笛吹市社会体育施設条例施行規則の一部改正)

第1条 笛吹市社会体育施設条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削り、同様式別紙備考中「団体の要件は」の次に「、スポーツ及びレクリエーション活動を目的とし」を「従業員で構成されていること。」の次に「この場合、団体には、成人者が必ず入らなければならない。」を加える。

様式第3号及び様式第5号中「㊦」を削る。

(笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削り、同様式別紙備考中「団体の要件は」の次に「、スポーツ及びレクリエーション活動を目的とし」を「従業員で構成されていること。」の次に「この場合、団体には、成人者が必ず入らなければならない。」を加える。

様式第3号及び様式第5号中「㊦」を削る。

(笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部改正)

第3条 笛吹市社会教育施設条例施行規則(平成27年笛吹市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

附則第4項から第7項までの規定中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

様式第1号及び様式第3号中「㊦」を削る。

(笛吹市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 笛吹市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則(平成27年笛吹市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則第4項から第7項までの規定中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

(笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 5 条 笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(平成 27 年笛吹市教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

附則第4項から第7項までの規定中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」  
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(新)

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

申請者

住 所

氏 名

電 話 番 号

緊急連絡先

体育施設利用登録団体申請書

笛吹市体育施設を利用したいので、次のとおり利用団体の登録を申請いたします。

申請団体	団体名		
	所在地		
	代表者	氏 名	
		自宅住所	電話番号
		勤務先	電話番号
利用目的			
利用施設			
利用人数	男性 名、女性 名、合計 名		
団体登録者名簿	別紙のとおり		

(旧)

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

申請者

住 所

氏 名

㊟

電 話 番 号

緊 急 連 絡 先

体育施設利用登録団体申請書

笛吹市体育施設を利用したいので、次のとおり利用団体の登録を申請いたします。

申請団体	団体名		
	所在地		
	代表者	氏 名	
		自宅住所	電話番号
		勤 務 先	電話番号
利用目的			
利用施設			
利用人数	男性 名、女性 名、合計 名		
団体登録者名簿	別紙のとおり		

(新)

別紙

団 体 登 録 者 名 簿

NO	氏 名	年 齢	住 所	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

備考 団体の要件は、スポーツ及びレクリエーション活動を目的とし、 団員 10 名以上で、構成人数のうち半数以上が市内在住者又は市内に所在する企業及び事業所の従業員で 構成されていること。この場合、団体には、成人者が必ず入らなければならない。

(旧)

別紙

団 体 登 録 者 名 簿

NO	氏 名	年 齢	住 所	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

備考 団体の要件は、\_\_\_\_\_ 団員 10 名以上で、  
構成人数のうち半数以上が市内在住者又は市内に所在する企業及び事業所の従業員で  
構成されていること。\_\_\_\_\_

(新)

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

体 育 施 設 利 用 申 請 書

次のとおり施設の使用を申請します。

申 請 者	団体名		登録番号	— —	
	住 所	〒 TEL			
	氏 名	—	代表者名		
使用施設名					
使用附属設備					
使用目的				使用人数	
申請者記載欄			教育委員会記載欄(記入しないでください。)		
利用日	利用時間		面・コート	使用料	納入額
月 日( )	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日( )	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日( )	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日( )	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日( )	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日( )	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日( )	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日( )	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日( )	A・P ~A・P	時間		円	円
月 日( )	A・P ~A・P	時間		円	円
減額	— 円	納入額 合計		円	
備 考					

(旧)

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

体 育 施 設 利 用 申 請 書

次のとおり施設の使用を申請します。

申 請 者	団体名		登録番号	— —	
	住 所	〒		TEL	
	氏 名		代表者名		
使用施設名					
使用附属設備					
使用目的				使用人数	
申請者記載欄			教育委員会記載欄(記入しないでください。)		
利用日	利用時間		面・コート	使用料	納入額
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
減額	— 円		納入額 合計	円	
備 考					



(新)

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

体育施設使用料減免申請書

次の施設利用につきまして、笛吹市社会体育施設設置条例及び笛吹市学校体育施設の開放に関する条例その他関係条例、規則等を厳守しますので、使用料を免除又は減額されますよう申請します。

申請者	利用団体名		登録No.	
	住 所	TEL		
	氏 名	—	代表者名	
利用目的			人数	
利用日時	年 月 日 ~ 年 月 日 午前 午前 時 分 ~ 時 分 午後 午後			
利用施設				
減免理由				
添付資料	大会要項(要領)、参加チーム数、組み合わせ、予算書等の資料			
備 考				

(旧)

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

体育施設使用料減免申請書

次の施設利用につきまして、笛吹市社会体育施設設置条例及び笛吹市学校体育施設の開放に関する条例その他関係条例、規則等を厳守しますので、使用料を免除又は減額されますよう申請します。

申請者	利用団体名		登録No.	
	住 所	TEL		
	氏 名	◎	代表者名	
利用目的			人数	
利用日時	年 月 日 ~ 年 月 日 午前 午前 時 分 ~ 時 分 午後 午後			
利用施設				
減免理由				
添付資料	大会要項(要領)、参加チーム数、組み合わせ、予算書等の資料			
備 考				

(新)

様式第 1 号(第 6 条関係)

笛吹市教育委員会 様

申請者

住 所

氏 名

電 話 番 号

緊急連絡先

体育施設利用登録団体申請書

笛吹市体育施設を利用したいので、次のとおり利用団体の登録を申請いたします。

申請団体	団体名		
	所在地		
	代表者	氏 名	
		自宅住所	電話番号
		勤 務 先	電話番号
利用目的			
利用施設			
利用人数	男性 名、女性 名、合計 名		
団体登録者名簿	別紙のとおり		

(旧)

様式第1号(第6条関係)

笛吹市教育委員会 様

申請者

住 所

氏 名

㊟

電 話 番 号

緊急連絡先

体育施設利用登録団体申請書

笛吹市体育施設を利用したいので、次のとおり利用団体の登録を申請いたします。

申請団体	団体名		
	所在地		
	代表者	氏 名	
		自宅住所	電話番号
		勤 務 先	電話番号
利用目的			
利用施設			
利用人数	男性 名、女性 名、合計 名		
団体登録者名簿	別紙のとおり		

(新)

別紙

団 体 登 録 者 名 簿

NO	氏 名	年 齢	住 所	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

備考 団体の要件は、スポーツ及びレクリエーション活動を目的とし、団員 10 名以上で、構成人数のうち半数以上が市内在住者又は市内に所在する企業及び事業所の従業員で構成されていること。この場合、団体には、成人者が必ず入らなければならない。

(旧)

別紙

団 体 登 録 者 名 簿

NO	氏 名	年 齢	住 所	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

備考 団体の要件は\_\_\_\_\_、団員 10 名以上で、  
構成人数のうち半数以上が市内在住者又は市内に所在する企業及び事業所の従業員で  
構成されていること。\_\_\_\_\_

(新)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

体 育 施 設 利 用 申 請 書

次のとおり施設の使用を申請します。

申 請 者	団体名		登録番号	— —	
	住 所	〒 TEL			
	氏 名	—	代表者名		
使用施設名					
使用附属設備					
使用目的				使用人数	
申請者記載欄			教育委員会記載欄(記入しないでください。)		
利用日	利用時間		面・コート	使用料	納入額
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	~A・P	時間	円	円
減額	— 円		納入額 合計		円
備 考					

(旧)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

体 育 施 設 利 用 申 請 書

次のとおり施設の使用を申請します。

申 請 者	団体名		登録番号	— —	
	住 所	〒		TEL	
	氏 名		代表者名		
使用施設名					
使用附属設備					
使用目的				使用人数	
申請者記載欄			教育委員会記載欄(記入しないでください。)		
利用日	利用時間		面・コート	使用料	納入額
月 日( )	A・P	～A・P			
月 日( )	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	～A・P	時間	円	円
月 日( )	A・P	～A・P	時間	円	円
減額	— 円		納入額 合計		円
備 考					



(新)

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

体育施設使用料減免申請書

次の施設利用につきまして、笛吹市社会体育施設設置条例及び笛吹市学校体育施設の開放に関する条例その他関係条例、規則等を厳守しますので、使用料を免除又は減額されますよう申請します。

申請者	利用団体名		登録No.	
	住所	TEL		
	氏名	—	代表者名	
利用目的			人数	
利用日時	年 月 日 ~ 年 月 日 午前 時 分 ~ 午後 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分			
利用施設				
減免理由				
添付資料	大会要項(要領)、参加チーム数、組み合わせ、予算書等の資料			
備考				

(旧)

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

### 体育施設使用料減免申請書

次の施設利用につきまして、笛吹市社会体育施設設置条例及び笛吹市学校体育施設の開放に関する条例その他関係条例、規則等を厳守しますので、使用料を免除又は減額されますよう申請します。

申請者	利用団体名		登録No.	
	住 所	TEL		
	氏 名	Ⓔ	代表者名	
利用目的			人数	
利用日時	年 月 日 ~ 年 月 日 午前 午前 時 分 ~ 時 分 午後 午後			
利用施設				
減免理由				
添付資料	大会要項(要領)、参加チーム数、組み合わせ、予算書等の資料			
備 考				

笛吹市社会教育施設条例施行規則(平成27年笛吹市教育委員会規則第2号)新旧対照表(第3条による改正)

改正案	現行
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市スポーツ少年団が行う事業・活動等に係る使用料又は利用料の減免については、別表の規定にかかわらず、この規則の施行の日から<u>令和7年3月31日</u>までは、全額免除とする。</p> <p>5 学齢前幼児又は65歳以上の市内在住者が8割を占める団体が行う活動等に係る使用料又は利用料については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和7年3月31日</u>までは、全額免除とする。ただし、笛吹市芦川グリーンロッジ及び笛吹市芦川やすらぎの里の使用料又は利用料は対象としないものとする。</p> <p>6 市文化協会連合会又はその所属組織が主催又は共催する事業に係る使用料又は利用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和7年3月31日</u>までは、7割の減額とする。</p> <p>7 市スポーツ協会(所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業に係る使用料又は利用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和7年3月31日</u>までは、7割の減額とする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市スポーツ少年団が行う事業・活動等に係る使用料又は利用料の減免については、別表の規定にかかわらず、この規則の施行の日から<u>令和4年3月31日</u>までは、全額免除とする。</p> <p>5 学齢前幼児又は65歳以上の市内在住者が8割を占める団体が行う活動等に係る使用料又は利用料については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和4年3月31日</u>までは、全額免除とする。ただし、笛吹市芦川グリーンロッジ及び笛吹市芦川やすらぎの里の使用料又は利用料は対象としないものとする。</p> <p>6 市文化協会連合会又はその所属組織が主催又は共催する事業に係る使用料又は利用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和4年3月31日</u>までは、7割の減額とする。</p> <p>7 市スポーツ協会(所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業に係る使用料又は利用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和4年3月31日</u>までは、7割の減額とする。</p>

(新)

様式第1号(第4条関係)

年 月 日	
笛吹市教育委員会 様	
申請者 住所 氏名 電話番号	
社会教育施設利用許可申請書	
社会教育施設を利用したいので、笛吹市社会教育施設条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
利用目的及び内容	
利用年月日・時間	自 年 月 日 午前・午後 時 分 至 年 月 日 午前・午後 時 分
利用する施設 及び備品	
利用人数	人
責任者氏名 及び連絡先	電話番号
備 考	

(旧)

様式第1号(第4条関係)

年 月 日	
笛吹市教育委員会 様	
申請者 住所 氏名 電話番号	
㊞	
社会教育施設利用許可申請書	
社会教育施設を利用したいので、笛吹市社会教育施設条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
利用目的及び内容	
利用年月日・時間	自 年 月 日 午前・午後 時 分 至 年 月 日 午前・午後 時 分
利用する施設 及び備品	
利用人数	人
責任者氏名 及び連絡先	電話番号
備 考	

(新)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

### 社会教育施設使用料(利用料)減免申請書

社会教育施設使用料について、笛吹市社会教育施設条例施行規則第6条第2項の規定により減免を申請します。(添付書類：事業の要項又は要領、予算書等)

1 利用施設

2 利用年月日

3 減免理由 (該当事項に○をつける)

- ・市内に所在する小・中学校又は保育所で行う活動のため
- ・市内に所在する団体が行う公共性の高い事業のため
- ・その他 (具体的に記述すること)

---

### 社会教育施設使用料(利用料)減免決定通知書

上記申請について、笛吹市社会教育施設条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり減免する。

減免額 全部 ・ 70%免除 ・ 50%免除

年 月 日

笛吹市長



(旧)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

住 所

氏 名

電話番号

印

### 社会教育施設使用料(利用料)減免申請書

社会教育施設使用料について、笛吹市社会教育施設条例施行規則第6条第2項の規定により減免を申請します。(添付書類：事業の要項又は要領、予算書等)

1 利用施設

2 利用年月日

3 減免理由 (該当事項に○をつける)

- ・市内に所在する小・中学校又は保育所で行う活動のため
- ・市内に所在する団体が行う公共性の高い事業のため
- ・その他 (具体的に記述すること)

---

### 社会教育施設使用料(利用料)減免決定通知書

上記申請について、笛吹市社会教育施設条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり減免する。

減免額

全部 ・ 70%免除 ・ 50%免除

年 月 日

笛吹市長

印

笛吹市社会体育施設条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第30号)新旧対照表(第4条による改正)

改正案	現行
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市スポーツ少年団が行う事業・活動等に係る使用料又は利用料の減免については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、この規則の施行の日から<u>令和7年3月31日</u>までは、全額免除とする。</p> <p>5 学齢前幼児又は65歳以上の市内在住者が8割を占める団体が行う活動等に係る使用料又は利用料については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和7年3月31日</u>までは、全額免除とする。</p> <p>6 市スポーツ協会(所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業に係る使用料又は利用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和7年3月31日</u>までは、7割の減額とする。</p> <p>7 市文化協会連合会又はその所属組織が主催又は共催する事業に係る使用料又は利用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和7年3月31日</u>までは、7割の減額とする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市スポーツ少年団が行う事業・活動等に係る使用料又は利用料の減免については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、この規則の施行の日から<u>令和4年3月31日</u>までは、全額免除とする。</p> <p>5 学齢前幼児又は65歳以上の市内在住者が8割を占める団体が行う活動等に係る使用料又は利用料については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和4年3月31日</u>までは、全額免除とする。</p> <p>6 市スポーツ協会(所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業に係る使用料又は利用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和4年3月31日</u>までは、7割の減額とする。</p> <p>7 市文化協会連合会又はその所属組織が主催又は共催する事業に係る使用料又は利用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和4年3月31日</u>までは、7割の減額とする。</p>



管吹中学校施設の開放に関する条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第31号)新旧対照表(第5条による改正)

改正案	現行
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市スポーツ少年団が行う事業・活動等に係る使用料の減免については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、この規則の施行の日から<u>令和7年3月31日</u>までは、全額免除とする。</p> <p>5 学齢前幼児又は65歳以上の市内在住者が8割を占める団体が行う活動等に係る使用料については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和7年3月31日</u>までは、全額免除とする。</p> <p>6 市スポーツ協会(所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業に係る使用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和7年3月31日</u>までは、7割の減額とする。</p> <p>7 市文化協会連合会又はその所属組織が主催又は共催する事業に係る使用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和7年3月31日</u>までは、7割の減額とする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市スポーツ少年団が行う事業・活動等に係る使用料の減免については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、この規則の施行の日から<u>令和4年3月31日</u>までは、全額免除とする。</p> <p>5 学齢前幼児又は65歳以上の市内在住者が8割を占める団体が行う活動等に係る使用料については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和4年3月31日</u>までは、全額免除とする。</p> <p>6 市スポーツ協会(所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業に係る使用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和4年3月31日</u>までは、7割の減額とする。</p> <p>7 市文化協会連合会又はその所属組織が主催又は共催する事業に係る使用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和4年3月31日</u>までは、7割の減額とする。</p>

# 議案第20号

笛吹市公民館条例の一部改正について

生涯学習課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(平成 24 年 笛吹市条例第 10 号)                  笛吹市公民館条例の一部を改正する条例</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>春日居公民館の施設変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>
<p>概要</p>	<p>春日居公民館の施設変更に伴い、公民館条例の別表について一部改正を行う。</p>
<p>経過</p>	<p>春日居公民館の施設変更（春日居コミュニティーセンターをあぐり情報ステーション）に伴い、別表の位置について、条例の一部改正を行うもの</p>
<p>関係 法令</p>	<p>なし</p>
<p>予算 措置</p>	<p>なし</p>
<p>その 他</p>	<p>なし</p>

議案第 号

笛吹市公民館条例の一部改正について

笛吹市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市公民館条例の一部を改正する条例

笛吹市公民館条例(平成16年笛吹市条例第98号)の一部を次のように改正する。  
別表第1中「加茂97番地1」を「寺本155番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

春日居公民館の施設変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市公民館条例(平成16年笛吹市条例第98号)新旧対照表

改正案			現行		
別表第1(第4条関係)					
名称	位置	設置区域	名称	位置	設置区域
笛吹市石和公民館	笛吹市石和町広瀬626番地1	石和地域の全域	笛吹市石和公民館	笛吹市石和町広瀬626番地1	石和地域の全域
笛吹市御坂公民館	笛吹市御坂町栗合374番地	御坂地域の全域	笛吹市御坂公民館	笛吹市御坂町栗合374番地	御坂地域の全域
笛吹市一宮公民館	笛吹市一宮町末木921番地1	一宮地域の全域	笛吹市一宮公民館	笛吹市一宮町末木921番地1	一宮地域の全域
笛吹市八代公民館	笛吹市八代町南527番地	八代地域の全域	笛吹市八代公民館	笛吹市八代町南527番地	八代地域の全域
笛吹市境川公民館	笛吹市境川町三柵3番地	境川地域の全域	笛吹市境川公民館	笛吹市境川町三柵3番地	境川地域の全域
笛吹市春日居公民館	笛吹市春日居町寺本155番地1	春日居地域の全域	笛吹市春日居公民館	笛吹市春日居町加茂97番地1	春日居地域の全域

## 議案第21号

笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱  
の一部改正について

生涯学習課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(平成 30 年 笛吹市告示第 157 号)                  笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>社会教育振興費補助金については、社会教育の振興を図るため、市内において文化活動を通じて市民文化の向上に資することを目的として活動する団体が実施する事業に要する経費を補助することとなっているが、その補助対象経費及び補助率の明確化及び失効期限延長のため、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>市内において社会教育の振興のために寄与する団体が実施する事業については、活動及び運営に係る経費を補助してきた。                  令和元年度の事務事業評価により、補助対象経費を具体的に定める必要があると指摘を受けたため、別表を追加し補助対象経費及び補助率を明確化するとともに、要綱の失効期限を 3 年間延長し、令和 7 年 3 月 31 日までとする。                  また、押印の見直しに伴い、様式から印を削る。</p>
<p>経過</p>	<p>概要に同じ。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成 16 年笛吹市規則第 48 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 3 年度当初予算 2,445 千円                  令和 4 年度当初予算 2,445 千円計上</p>
<p>その 他</p>	

笛吹市告示第 号

笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱(平成30年笛吹市告示第157号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市内において」の次に「文化活動を通じて市民文化の向上に資することを目的として」を加える。

第2条及び第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3の次に次の1条を加える。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 次条に規定する補助対象事業の補助対象経費及び補助率は、別表第2のとおりとする。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第4条関係)

補助対象経費	補助率
団体の活動に係る経費のうち報償費、消耗品費、燃料費、食糧費(予算単価表に示す基準額以内とし、会議、イベント等の弁当代及びお茶代に限る。)、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費(10万円以内に限る。)、負担金及び補助金(各町文化協会及び各部への活動補助に限る。)	補助対象経費の10分の10以内

別記様式中「第5条」を「第6条」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱(平成30年笛吹市告示第157号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、社会教育の振興を図るため、市内において<u>文化活動を通じて市民文化の向上に資することを目的として活動する</u>団体が実施する事業に対し補助金を交付することに<u>関し</u>、<u>笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成16年笛吹市規則第48号。以下「規則」という。)</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象団体)</p> <p>第2条 補助金の交付対象となる団体は、<u>別表第1</u>に定めるものとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 市長は、<u>別表第1</u>に定める額を予算の範囲内で交付することができ、<u>さる。</u></p> <p>(補助対象経費及び補助率)</p> <p>第4条 <u>次条に規定する補助対象事業の補助対象経費及び補助率は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(補助金の交付請求)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(その他)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、社会教育の振興を図るため、市内において<u>活動する団体が実施する事業</u>に対し補助金を交付することに<u>関し</u>、<u>笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成16年笛吹市規則第48号。以下「規則」という。)</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象団体)</p> <p>第2条 補助金の交付対象となる団体は、<u>別表</u>に定めるものとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 市長は、<u>別表</u>に定める額を予算の範囲内で交付することができ、<u>さる。</u></p> <p>[新設]</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助金の交付請求)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(その他)</p>

第7条 (略)

附 則

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日  
までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなお  
その効力を有する。

別表第1(第2条、第3条関係)

(略)

別表第2(第4条関係)

補助対象経費	補助率
団体の活動に係る経費のうち報償費、消耗品費、燃料費、食糧費(予算単価表に示す基準額以内とし、会議、イベント等の弁当代及びお茶代に限る。)、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費(10万円以内に限り。)、負担金及び補助金(各町文化協会及び各部への活動補助に限る。)	補助対象経費の10分の10以内

第6条 (略)

附 則

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日  
までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなお  
その効力を有する。

別表(第2条、第3条関係)

(略)

[新設]

(新)

別記様式(第6条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地

団体名

代表者名

連絡先

社会教育振興費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった社会教育振興費補助金について、笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

(旧)

別記様式(第5条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地

団体名

代表者名



連絡先

社会教育振興費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった社会教育振興費補助金について、笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

## 議案第22号

笛吹市青少年育成団体活動費補助金交付要綱の一部改正について

生涯学習課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(平成 30 年 笛吹市告示第 158 号)                  笛吹市青少年育成団体活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>青少年育成団体活動費補助金については、青少年の地域社会への参画を促すとともに、将来の笛吹市を担うリーダーを育成することを目的とした交流や体験事業等の活動を行う団体に対し、運営に要する経費を補助することとなっているが、その補助対象経費及び補助率の明確化及び失効期限延長のため、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>市内において青少年の健全育成のために寄与する団体が実施する事業については、活動及び運営に係る経費を補助してきた。                  令和元年度の事務事業評価により、補助対象経費を具体的に定める必要があると指摘を受けたため、別表を追加し補助対象経費及び補助率を明確化するとともに、要綱の失効期限を 3 年間延長し、令和 7 年 3 月 31 日までとする                  また、押印の見直しに伴い、様式から印を削る。</p>
<p>経過</p>	<p>概要に同じ。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成 16 年笛吹市規則第 48 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 3 年度当初予算 2,109 千円                  令和 4 年度当初予算 2,109 千円計上</p>
<p>その他</p>	<p></p>

笛吹市告示第 号

笛吹市青少年育成団体活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下政樹

笛吹市青少年育成団体活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

笛吹市青少年育成団体活動費補助金交付要綱(平成30年笛吹市告示第158号)の一部を次のように改正する。

第1条中「笛吹市における青少年の健全な育成のための活動及び」を「青少年の地域社会への参画を促すとともに、将来の笛吹市を担うリーダーを育成することを目的とした交流、体験事業等の活動を行う団体に対して」に改める。

第2条及び第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 次条に規定する補助対象事業の補助対象経費及び補助率は、別表第2のとおりとする。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

別表中

「

笛吹市青少年育成推進協議会	2,517,000円を上限とする。
---------------	-------------------

を

」

「

笛吹市青少年育成推進協議会	390,000円を上限とする。
石和町青少年育成推進協議会	470,000円を上限とする。
御坂町青少年育成推進協議会	300,000円を上限とする。
一宮町青少年育成推進協議会	260,000円を上限とする。
八代町青少年育成推進協議会	230,000円を上限とする。
境川町青少年育成推進協議会	190,000円を上限とする。
春日居町青少年育成推進協議会	190,000円を上限とする。
芦川町青少年育成推進協議会	20,000円を上限とする。

に

」

改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第4条関係)

補助対象経費	補助率
団体の活動に係る経費のうち報償費(講師1人につき1講演又は1講義3万円以内に限る。)、消耗品費、燃料費、食糧費(予算単価表に示す基準額以内とし、会議、イベント等の弁当代及びお茶代に限る。)、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費(3万円以内に限る。)及び負担金	補助対象経費の10分の10以内

別記様式中「第5条」を「第6条」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



笛吹市青少年育成団体活動費補助金交付要綱(平成30年笛吹市告示第158号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>青少年の地域社会への参画を促すとともに、将来の笛吹市を担うリーダーを育成することを目的とした交流、体験事業等の活動を行う団体に対して運営に要する経費を補助すること</u>に関し、笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成16年笛吹市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象団体)</p> <p>第2条 補助金の交付対象となる団体は、<u>別表第1</u>に定めるものとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 市長は、<u>別表第1</u>に定める額を予算の範囲内で交付することができる。</p> <p>(<u>補助対象経費及び補助率</u>)</p> <p>第4条 <u>次条に規定する補助対象事業の補助対象経費及び補助率は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(補助金の交付請求)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>笛吹市における青少年の健全な育成のための活動及び</u></p> <p><u>運営に要する経費を補助すること</u>に関し、笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成16年笛吹市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象団体)</p> <p>第2条 補助金の交付対象となる団体は、<u>別表</u>に定めるものとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 市長は、<u>別表</u>に定める額を予算の範囲内で交付することができる。</p> <p>[新設]</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助金の交付請求)</p>

第6条 (略)

(その他)

第7条 (略)

附 則

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1(第2条、第3条関係)

補助対象団体	補助金額
笛吹市青少年育成推進協議会	390,000円を上限とする。
石和町青少年育成推進協議会	470,000円を上限とする。
御坂町青少年育成推進協議会	300,000円を上限とする。
一宮町青少年育成推進協議会	260,000円を上限とする。
八代町青少年育成推進協議会	230,000円を上限とする。
境川町青少年育成推進協議会	190,000円を上限とする。
春日居町青少年育成推進協議会	190,000円を上限とする。
芦川町青少年育成推進協議会	20,000円を上限とする。
笛吹地区学校警察補導連絡協議会	58,500円を上限とする。

別表第2(第4条関係)

[新設]

第5条 (略)

(その他)

第6条 (略)

附 則

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表 (第2条、第3条関係)

補助対象団体	補助金額
笛吹市青少年育成推進協議会	2,517,000円を上限とする。
笛吹地区学校警察補導連絡協議会	58,500円を上限とする。

補助対象経費	補助率
<p>団体の活動に係る経費のうち報償費(講師1人につき1講演又は1講義3万円以内に限る。)、消耗品費、燃料費、食糧費(予算単価表に示す基準額以内とし、会議、イベント等の弁代及びお茶代に限る。)、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費(3万円以内に限る。)及び負担金</p>	<p>補助対象経費の10分の10以内</p>

(新)

別記様式(第6条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地

団体名

代表者名

連絡先

青少年育成団体活動費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった青少年育成  
団体活動費補助金について、笛吹市青少年育成団体活動費補助金交付要綱第6条  
の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

(旧)

別記様式(第5条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地  
団体名  
代表者名 ㊟  
連絡先

青少年育成団体活動費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった青少年育成  
団体活動費補助金について、笛吹市青少年育成団体活動費補助金交付要綱第5条  
の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

## 議案第23号

笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱  
の一部改正について

生涯学習課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(平成 30 年 笛吹市告示第 159 号)                  笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>社会体育の振興を図るため、市内において活動する団体が実施する事業に要する経費に対して社会体育振興費補助金を交付している。                  当該補助金の趣旨及び補助対象経費・補助率を明文化し、併せて押印の見直しを行うため、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>市内において社会体育の振興のために寄与する団体が実施する事業については、活動及び運営に係る経費を補助してきた。                  令和元年度の事務事業評価により、趣旨及び補助対象経費を具体的に定める必要があると指摘を受けたため、別表を追加し、補助対象経費及び補助率を明確化する。                  また、押印の見直しに伴い、様式を改正する。</p>
<p>経過</p>	<p>概要に同じ。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成 16 年笛吹市規則第 48 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 3 年度当初予算 11,505 千円                  令和 4 年度当初予算 11,505 千円計上</p>
<p>その 他</p>	<p></p>

笛吹市告示第 号

笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱(平成30年笛吹市告示第159号)の一部を次のように改正する

第1条中「振興を図るため」の次に「、スポーツ精神の育成と市民相互の親和及び青少年の心身の健全な育成に資することを目的に」を加える。

第2条及び第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 次条に規定する補助対象事業の補助対象経費及び補助率は、別表第2のとおりとする。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第4条関係)

補助対象経費	補助率
団体の活動に係る経費のうち報償費、消耗品費、燃料費、食糧費(予算単価表に示す基準額以内とし、会議、イベント等の弁当代及びお茶代に限る。)、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費(10万円以内に限る。)、負担金及び補助金(各町スポーツ協会及び各部への活動補助に限る。)	補助対象経費の10分の10以内

別記様式中「第5条」を「第6条」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱(平成30年笛吹市告示第159号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、社会体育の振興を図るため、<u>スポーツ精神の育成と市民相互の親和及び青少年の心身の健全な育成に資することを目的に</u>、市内において活動する団体が実施する事業に対し補助金を交付することに関し、笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成16年笛吹市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象団体)</p> <p>第2条 補助金の交付対象となる団体は、<u>別表第1</u>に定めるものとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 市長は、<u>別表第1</u>に定める額を予算の範囲内で交付することができ、<u>別表第1</u>に定める額を超過する額を交付することはない。</p> <p>(補助対象経費及び補助率)</p> <p>第4条 <u>次条に規定する補助対象事業の補助対象経費及び補助率は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(補助金の交付請求)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、社会体育の振興を図るため、市内において活動する団体が実施する事業に対し補助金を交付することに関し、笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成16年笛吹市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象団体)</p> <p>第2条 補助金の交付対象となる団体は、<u>別表</u>に定めるものとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 市長は、<u>別表</u>に定める額を予算の範囲内で交付することができ、<u>別表</u>に定める額を超過する額を交付することはない。</p> <p>[新設]</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助金の交付請求)</p>

第6条 (略)

(その他)

第7条 (略)

附 則

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1(第2条、第3条関係)

(略)

別表第2(第4条関係)

補助対象経費	補助率
団体の活動に係る経費のうち報償費、消耗品費、燃料費、食糧費(予算単価表に示す基準額以内とし、会議、イベント等の弁代及びお茶代に限る。)、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費(10万円以内に限り。)、負担金及び補助金(各町スポーツ協会及び各部への活動補助に限る。)	補助対象経費の10分の10以内

第5条 (略)

(その他)

第6条 (略)

附 則

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第2条、第3条関係)

(略)

[新設]

(新)

別記様式(第6条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地  
団体名  
代表者名  
連絡先

社会体育振興費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった社会体育振興費補助金について、笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

(旧)

別記様式(第5条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地  
団体名  
代表者名  
連絡先



社会体育振興費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった社会体育振興費補助金について、笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

## 議案第24号

笛吹市桃の里マラソン大会補助金交付要  
綱の一部改正について

生涯学習課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(平成 30 年 笛吹市告示第 160 号)                  笛吹市桃の里マラソン大会補助金交付要綱の一部を改正する要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>市民の健康づくりとマラソンランナーの育成及び本市を県内外に広く紹介し、観光と地場産業の振興を図ることを目的として笛吹市桃の里マラソン大会を開催する大会実行委員会に対して補助金を交付している。                  当該補助金の補助対象経費及び補助率を明文化し、併せて押印の見直しを行うため、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>笛吹市桃の里マラソン大会実行委員会が毎年度実施するマラソン大会について、運営等に係る経費を補助してきた。                  令和元年度の事務事業評価により、補助対象経費を具体的に定める必要があると指摘を受けたため、別表を追加し、補助対象経費及び補助率を明確化する。                  また、押印の見直しに伴い、様式を改正する。</p>
<p>経過</p>	<p>概要に同じ。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成 16 年笛吹市規則第 48 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 3 年度当初予算 3,600 千円                  (第 17 回大会が延期となり次年度開催に向けた準備金のみ予算計上)                  令和 4 年度当初予算 6,000 千円計上</p>
<p>その 他</p>	<p></p>

笛吹市告示第 号

笛吹市桃の里マラソン大会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市桃の里マラソン大会補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
笛吹市桃の里マラソン大会補助金交付要綱(平成30年笛吹市告示第160号)の一部を次のように改正する

第2条を次のように改める。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第2条関係)

補助対象経費	補助率
マラソン大会の運営及び事業に要する経費のうち報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費(予算単価表に示す基準額以内とし、会議、イベント等の弁当代及びお茶代に限る。)、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費(10万円以内に限る。)及び負担金	補助対象経費の10分の10以内

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

笛吹市桃の里マラソン大会補助金交付要綱(平成30年笛吹市告示第160号)新旧対照表

改正案	現行				
<p>(補助対象経費及び補助率) 第2条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。</p> <p>附 則 (この要綱の失効) 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日ままでになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="938 1120 1316 2016"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マラソン大会の運営及び事業に要する経費のうち報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費(予算単価表に示す基準額以内とし、会議、イベント等の弁代及びお茶代に限る。)、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び</td> <td>補助対象経費の10分の10以内</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助率	マラソン大会の運営及び事業に要する経費のうち報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費(予算単価表に示す基準額以内とし、会議、イベント等の弁代及びお茶代に限る。)、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び	補助対象経費の10分の10以内	<p>(補助対象経費) 第2条 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) マラソン大会の運営及び事業に要する経費 (2) 前号に掲げるもののほか、マラソン大会を開催するに当たり必要と認められる経費</p> <p>附 則 (この要綱の失効) 2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日ままでになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。 〔新設〕</p>
補助対象経費	補助率				
マラソン大会の運営及び事業に要する経費のうち報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費(予算単価表に示す基準額以内とし、会議、イベント等の弁代及びお茶代に限る。)、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び	補助対象経費の10分の10以内				



賃借料、原材料費、備品購入費(10  
万円以内に限る。)及び負担金

(新)

別記様式(第4条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地

団体名

代表者名

連絡先

桃の里マラソン大会補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった桃の里マラソン大会補助金について、笛吹市桃の里マラソン大会補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

(旧)

別記様式(第4条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地  
団体名  
代表者名 ㊟  
連絡先

桃の里マラソン大会補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった桃の里マラソン大会補助金について、笛吹市桃の里マラソン大会補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

## 議案第25号

笛吹市桃源郷春まつり全国ゲートボール  
大会補助金交付要綱の一部改正につい  
て

生涯学習課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(平成 30 年 笛吹市告示第 161 号)                  笛吹市桃源郷春まつり全国ゲートボール大会補助金交付要綱の一部を改正する要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>市民の健康づくり及び笛吹市を県内外に広く紹介し、観光と地場産業の振興を図ることを目的として、笛吹市桃源郷春まつり全国ゲートボール大会を開催する笛吹市桃源郷春まつり全国ゲートボール大会実行委員会に対し補助金を交付している。                  当該補助金の補助対象経費及び補助率を明文化し、併せて押印の見直しを行うため、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>笛吹市桃源郷春まつり全国ゲートボール大会実行委員会が毎年度実施するゲートボール大会について、運営等に係る経費を補助してきた。                  令和元年度の事務事業評価により、補助対象経費を具体的に定める必要があると指摘を受けたため、別表を追加し、補助対象経費及び補助率を明確化する。                  また、押印の見直しに伴い、様式を改正する。</p>
<p>経過</p>	<p>概要に同じ。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成 16 年笛吹市規則第 48 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 3 年度当初予算 500 千円                  (第 17 回大会が延期となり次年度開催に向けた準備金のみ予算計上)                  令和 4 年度当初予算 1,700 千円計上</p>
<p>その 他</p>	<p></p>

笛吹市告示第 号

笛吹市桃源郷春まつり全国ゲートボール大会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市桃源郷春まつり全国ゲートボール大会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

笛吹市桃源郷春まつり全国ゲートボール大会補助金交付要綱(平成30年笛吹市告示第161号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第2条関係)

補助対象経費	補助率
ゲートボール大会の運営及び事業に要する経費のうち報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費(予算単価表に示す基準額以内とし、会議、イベント等の弁当代及びお茶代に限る。)、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使賃借料、原材料費、備品購入費(10万円以内に限る。)及び負担金	補助対象経費の10分の10以内

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

笛吹市桃源郷春まつり全国ゲートボール大会補助金交付要綱(平成30年笛吹市告示第161号)新旧対照表

改正案	現行				
<p>(補助対象経費及び補助率) 第2条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。</p> <p>附 則 (この要綱の失効) 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="941 1120 1319 2020"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゲートボール大会の運営及び事業に要する経費のうち報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費(予算単価表に示す基準額以内とし、会議、イベント等の弁当代及びお茶代に限る。)、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使</td> <td>補助対象経費の10分の10以内</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助率	ゲートボール大会の運営及び事業に要する経費のうち報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費(予算単価表に示す基準額以内とし、会議、イベント等の弁当代及びお茶代に限る。)、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使	補助対象経費の10分の10以内	<p>(補助対象経費) 第2条 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ゲートボール大会の運営及び事業に要する経費 (2) 前号に掲げるもののほか、ゲートボール大会を開催するに当たり必要と認められる経費</p> <p>附 則 (この要綱の失効) 2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>[新設]</p>
補助対象経費	補助率				
ゲートボール大会の運営及び事業に要する経費のうち報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費(予算単価表に示す基準額以内とし、会議、イベント等の弁当代及びお茶代に限る。)、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使	補助対象経費の10分の10以内				

賃借料、原材料費、備品購入費(10  
万円以内に限る。)及び負担金



(新)

別記様式(第4条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地

団体名

代表者名

連絡先

—

桃源郷春まつり全国ゲートボール大会補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった桃源郷春まつり全国ゲートボール大会補助金について、笛吹市桃源郷春まつり全国ゲートボール大会補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

(旧)

別記様式(第4条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地  
団体名  
代表者名 ㊟  
連絡先

桃源郷春まつり全国ゲートボール大会補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった桃源郷春まつり全国ゲートボール大会補助金について、笛吹市桃源郷春まつり全国ゲートボール大会補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

## 議案第26号

笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程の廃止及び笛吹市体育芸術文化等県外大会出場補助金交付要綱の制定について

生涯学習課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(平成 17 年 笛吹市教育委員会訓令第 5 号)                  笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程を廃止する規程</p>
<p>趣旨目的</p>	<p>笛吹市体育芸術文化等県外大会出場補助については、現在の笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程で予算執行を行うには不十分であるため廃止とし、別に補助金交付要綱として公布する。</p>
<p>概要</p>	<p>趣旨目的と同様</p>
<p>経過</p>	<p>令和 3 年度は、笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程にて運用していたが内容が現在の補助金あり方に対応していないため廃止し、新たに笛吹市体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付要綱として公布する。</p>
<p>関係法令</p>	<p>笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)</p>
<p>予算措置</p>	<p>令和 3 年度当初予算 300 千円                  令和 4 年度当初予算 650 千円計上</p>
<p>その他</p>	<p></p>

教育委員会訓令第 号

笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程を廃止する規程  
笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程(平成 17 年笛吹市教育委員会訓令第 5 号)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(令和 年 笛吹市告示第 号)                  笛吹市体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>市民が体育芸術文化等の県外(国内に限る。)大会に出場に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>概要</p>	<p>補助金の交付対象となる体育芸術文化等とは、市のスポーツ協会、文化協会等の社会教育団体及び学校行事を除く小中学生の活動であり、かつ、補助対象大会の山梨県予選会又は選考会を3位以内で通過し、県代表として出場する全国大会、関東大会(東日本大会、甲信越大会等も含む)、それぞれ年度内1個人1団体等において1回限り補助金を交付する。</p>
<p>経過</p>	<p>令和3年度までは、笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程にて運用していたが内容が現在の補助金あり方に対応していないため廃止し、新たに笛吹市体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付要綱として公布する。</p>
<p>関係法令</p>	<p>笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)</p>
<p>予算措置</p>	<p>令和3年度当初予算 300千円                  令和4年度当初予算 650千円計上</p>
<p>その他</p>	

笛吹市告示第 号

笛吹市体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下政樹

笛吹市体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が、市のスポーツ協会、文化協会等の社会教育団体の活動又は学校行事を除く小中学生の活動として、国内で行う県外大会に出場する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象大会)

第2条 補助金の交付対象となる大会は、次の各号のいずれかに掲げる団体が主催又は共催する県外(国内に限る。)大会で、市民が当該大会の山梨県予選会又は選考会を第3位以内で通過し、県代表として県外大会に出場するものとする。

- (1) 国又は都道府県
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会並びに当該協会の加盟団体及びその傘下の地域競技団体又は社団法人日本文化協会
- (3) 公益財団法人日本パラスポーツ協会
- (4) その他市長が特に必要と認める大会

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる大会については、補助金の交付対象から除外するものとする。

- (1) 国民体育大会
- (2) 国際大会
- (3) スポーツレクリエーション祭
- (4) 全国健康福祉祭
- (5) 官公庁及び自治労大会等職域別大会
- (6) 学校教育の一環として開催される大会
- (7) その他学生大会

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、大会要項等に基づき登録された出場選手及び役員に係る出場費等とし、次に掲げるものとする。ただし、市有バスを使用した場合は、補助金は交付しないものとする。

- (1) 交通費(燃料代、車借上代、有料道路代及び駐車料代を含む。)
- (2) 宿泊料
- (3) 大会参加費(振込手数料を含む。)
- (4) その他大会に参加するために市長が必要と認める経費  
(補助金の額)

第4条 補助金の交付は、年度内1個人1団体等において全国大会、関東大会(東日本大会、甲信越大会等も含む。)、それぞれ1回限りとし、補助限度額及び補助率は、別表に定めるとおりとする。ただし、前条に規定する補助対象経費の額が補助限度額を下回った場合は、その額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、体育芸術文化等県外大会出場補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、大会開催日の5日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 参加申込書の写し(大会要項等の規定による選手等名簿の写し)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 大会要項等の写し
- (4) 当該大会の県予選会の資料(要綱、結果等出場を証明できる資料)

(交付決定)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、体育芸術文化等県外大会出場補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第5条に規定する申請の内容を変更しようとするときは、体育芸術文化等県外大会出場補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更後の額が補助金の交付決定額を下回るときは、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、体育芸術文化等県外大会出場補助金変更承認通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、大会終了後、速やかに体育芸術文化等県外大会出場補助金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。



- (1) 収支決算書(様式第8号)
- (2) 領収書の写し
- (3) 大会プログラム
- (4) 出場選手名簿の写し
- (5) 大会結果表
- (6) 記録写真

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付決定額の範囲内において補助金の額を確定し、体育芸術文化等県外大会出場補助金額確定通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知があったときは、体育芸術文化等県外大会出場補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、交付決定者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第4条関係)

補助限度額	補助率
関東、中部地域(山梨県は除く。) 1人当たりの限度額5,000円	補助対象経費の10分の10以内(補助対象経費の

<p>1人当たりの額に対象人数を乗じた額は100,000円を限度とする。</p> <p>東北、近畿、中国、四国地域</p> <p>1人当たりの限度額8,000円</p> <p>1人当たりの額に対象人数を乗じた額は150,000円を限度とする。</p> <p>北海道、九州、沖縄地域</p> <p>1人当たり10,000円</p> <p>1人当たりの額に対象人数を乗じた額は150,000円を限度とする。</p>	<p>合計額に補助率を乗じて得た額とする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)</p>
---	---

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住所  
所属団体  
代表者名

体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付申請書

次のとおり体育芸術文化等県外大会出場費補助金の交付を受けたいので、笛吹市体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 大会名
- 3 実施年月日
- 4 開催場所
- 5 所属団体の補助
- 6 添付書類
  - (1) 参加申込書の写し(大会要項等の規定による選手等名簿の写し)
  - (2) 収支予算書(様式第 2 号)
  - (3) 大会要項等の写し
  - (4) 当該大会の県予選会の資料(要綱、結果等出場を証明できる資料)

様式第 2 号(第 5 条関係)

収支予算書

1 大会名 大会

2 収入の部 (単位：円)

科目	予算額	内訳
市補助金		円× 人
負担金		円× 人
その他		
合計		

2 支出の部

科目	予算額	内訳
交通費		
航空賃		円× 人
船賃		円× 人
鉄道賃		円× 人
バス代		
燃料代		
車借上代		
有料道路代		
駐車料		
宿泊料		1 日目 円× 人 2 日目 円× 人
大会参加費		参加費 円× 人 振込手数料 円
その他		
合計		

様式第3号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

所属団体  
代表者 様

笛吹市長



体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった体育芸術文化等県外大会出場費補助金について、笛吹市体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

交付決定額 円

様式第 4 号(第 7 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住所  
所属団体  
代表者名

体育芸術文化等県外大会出場費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった体育芸術文化等  
県外大会出場費補助金について、変更したいので、笛吹市体育芸術文化等県外  
大会出場費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次の  
とおり申請します。

1 交付決定額 円

2 変更後の額 円

3 変更の理由

4 変更の内容

5 添付書類

- (1) 収支予算書(様式第 2 号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号(第 7 条関係)

年 月 日

所属団体

代表者

様

笛吹市長



体育芸術文化等県外大会出場費補助金変更承認通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった体育芸術文化等県外大会  
出場費補助金について、笛吹市体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付要綱  
第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

変更後の交付決定額

円

様式第 6 号(第 10 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

請求者 住所  
所属団体  
代表者

体育芸術文化等県外大会出場費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定を受けた体育芸術文化等県外大会出場費補助金について、笛吹市体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		



様式第7号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

笛吹市長 様

住所  
所属団体  
代表者

体育芸術文化等県外大会出場費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった体育芸術文化等  
県外大会出場費補助金について、笛吹市体育芸術文化等県外大会出場費補助金  
交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 実績報告額 円

3 添付書類

- (1) 収支決算書(様式第8号)
- (2) 領収書の写し
- (3) 大会プログラム
- (4) 出場選手名簿の写し
- (5) 大会結果表
- (6) 記録写真

様式第8号(第8条関係)

収支決算書

1 大会名 大会

2 収入の部 (単位:円)

科目	決算額	内訳
市補助金		円× 人
負担金		円× 人
その他		
合計		

2 支出の部

科目	決算額	内訳
交通費		
航空賃		円× 人
船賃		円× 人
鉄道賃		円× 人
バス代		
燃料代		
車借上代		
有料道路代		
駐車料		
宿泊料		1日目 円× 人 2日目 円× 人
大会参加費		参加費 円× 人 振込手数料 円
その他		
合計		

様式第9号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

所属団体  
代表者 様

笛吹市長



体育芸術文化等県外大会出場費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった体育芸術文化等県外大会出場費補助金について、笛吹市体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額 円